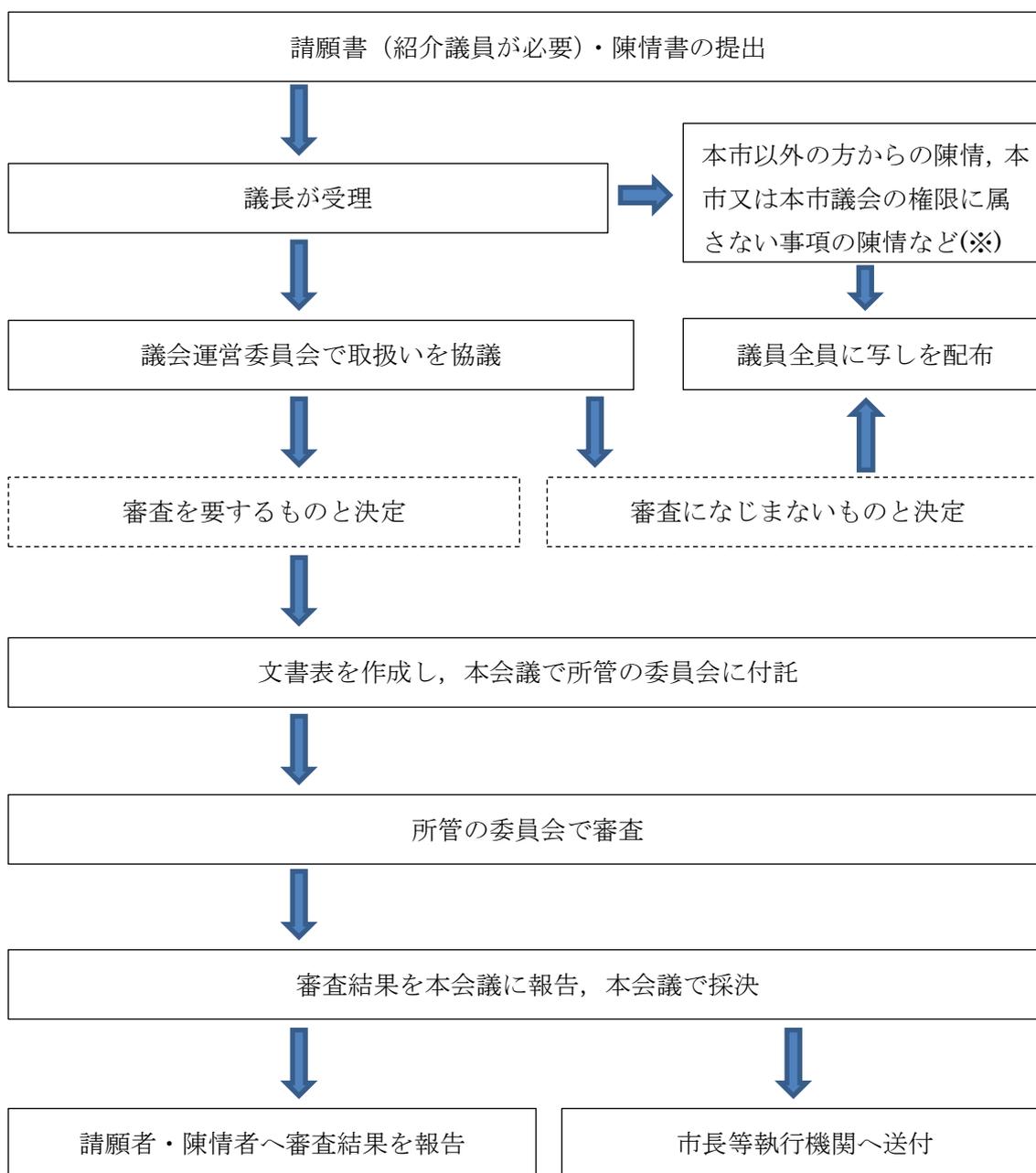


## 請 願 ・ 陳 情 の 流 れ



※ 陳情等の取扱いについて、本市議会運営の申合せ事項により、次の各号のすべてに該当するものが、請願と同様の取扱いとなります。

1. 本市に住所を有するものから提出されたもの
2. 陳情等の趣旨が本市又は本市議会の権限に属する事項であること。
3. 陳情等の趣旨が公益的性格を有するものであること。